

○ため池の防災減災対策に関する行政評価・監視

○ため池の防災工事の適切な実施と住民への迅速な情報提供による豪雨被害等の防止

<背景>

- ✓ 近年、豪雨時の溢水等によりため池が決壊する事例が頻発し、人的被害も発生。防災工事（利用されていないため池の廃止を含む）の実施が喫緊の課題
 - ・ 平成30年7月豪雨：32か所決壊（死者1名、負傷者4名） 令和元年東日本台風：14か所決壊（117か所損傷） 令和2年7月豪雨：2か所決壊（14か所損傷）
- ✓ 令和元年7月に**農業用ため池の管理及び保全に関する法律**が施行
 - ため池の防災工事の実施、都道府県による防災工事の命令・代執行、市町村によるハザードマップ作成等の避難対策の実施等の取組を規定

<現状>

- ✓ **所有者不明等同意のないため池の防災工事の実施等に苦慮**している地方公共団体がある
 - ・ 代執行や施設管理権の設定など所有者等の同意がなくても防災工事等ができる制度はあるが、ため池の所有者を特定しなければ基本的に防災工事はできないとして、所有者不明のため池は後回しの方針としているケース
 ⇒ 関係者の合意形成や制度の活用には一定の期間を要することから、早期の検討開始が重要
- ✓ 防災工事の一方で、頻発する豪雨被害等を防止するため、ハザードマップの作成・周知等の**ソフト対策の迅速な対応が喫緊の課題**であるが、**十分な対応ができていない**地方公共団体がある
 - ・ ため池決壊に係る避難情報の発令基準を検討していないケース
 - ・ 浸水想定区域が隣接市町村にまたがる場合に当該区域の住民に周知されていないケース

考えられる要因

○ハード対策（ため池の耐震補強、老朽化対策等）

■ 防災工事の制度運用に課題

- ⇒ 所有者等の同意がなくても防災工事等ができる制度（代執行、施設管理権の設定、土地改良事業）について、使いにくい点があるのではないか。
- ⇒ 所有者等の同意がある場合でも負担の調整等防災工事の推進の妨げとなっている点があるのではないか。

○ソフト対策（ハザードマップの作成、情報連絡体制の整備等）

■ ため池決壊等に係る避難情報の発令準備に課題

- ⇒ 農林部局が避難情報の発令基準等の整備の必要性を十分認識していないのではないか。防災部局との連携が十分図られていないのではないか。

■ ため池ハザードマップの情報・提供範囲に課題

- ⇒ 他の災害類型を考慮した情報提供や、浸水想定区域を踏まえた隣接自治体への情報提供など、充実を図る余地があるのではないか。

把握すべき事項等

○ため池の防災工事の実施状況等

- ため池の防災工事の実施状況、代執行等が活用されていない場合の原因、活用にあたっての支障等

○防災体制の整備状況

- ため池に係る避難情報の発令に向けた備え
- 市町村におけるハザードマップの作成状況、住民への周知状況等

【関係施策】

令和2年10月に、防災重点農業用ため池に係る防災工事等を集中的かつ計画的に推進することを目的として、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が施行（本法は令和13年3月31日に失効）